## 第一種フロン類充塡回収業者登録更新通知書

令和 3 年11月24日

東京都墨田区押上一丁目1番2号 パナソニック産機システムズ株式会社 代表取締役 稲継 哲章 様

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第 30 条第 2 項の規定により、第一種フロン類充填回収業者として登録の更新をしたことを通知します。

山形県知事 吉村 美栄子

登	録 番 号 10384				
登録年月日		令和3年11月24日			
有効期間満了年月日		令和8年 9月28日			
事業所の名称及び所在地					
	名称	パナソニック産機システムズ株式会社 東北支店 山形営業所			
	所 在 地	山形県山形市南四番町6-15			_
回収の対象とする第一種特定製品の種類等及び回収しようとするフロン類の種類					
	回収する第一種特定製品の種類等		回収するフロン類の種類		
			CFC	HCFC	HFC
	(1)エアコンディショナー			0	0
	(2)冷蔵機器・冷凍機器			0	0
	フロン類の充塡量が 50kg 以上の第一種特定製品				
充塡の対象とする第一種特定製品の種類及び充塡しようとするフロン類の種類 					
	充塡する第一種特定製品の種類		充塡するフロン類の種類		
			CFC	HCFC	HFC
	(1)エアコンディショナー		0	0	0
	(2)冷蔵機器・冷凍	機器	0	0	0